

令和4年3月25日

舞鶴市議会議長 山本 治兵衛 様

議会運営委員会

委員長 伊藤 清美

舞鶴市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を
改正する条例制定について

上記の議案を別紙のとおり、舞鶴市議会会議規則第14条第2項の規定により提出
します。

市議委第1号

舞鶴市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正
する条例

舞鶴市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(平成20年条例第22号)
の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)
- 2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、この条例による改正後の第7条の規定にかかわらず、同条の規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、令和3年12月に支給された期末手当の額に167.5分の10を乗じて得た額(以下この項において「調整額」という。)を減じた額とする。
この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。
(委任)
- 3 前項に定めるもののほかこの条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

提案理由

国家公務員の給与改定に係る状況に鑑み、本市議会議員に支給する期末手当の支給割合を改めたいので提案する。